



令和5年 (2023年) 6月21日(水)

No. 15921 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (29)

—意匠の類否判断基準—…………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版) …… (11)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (29)

—意匠の類否判断基準—

知財高判令和4年3月24日〔ヘアキャッチャー2審〕令和3年(ネ)10075号
(原審・東京地判令和3年9月7日令和2年(ワ)14629号)

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件は、意匠に係る物品をヘアキャッチャーとする意匠権(意匠登録第1620963号)を有する控訴人が、被控訴人による被告製品の販売等が本件意匠権を侵害すると主張して、被控訴人に対し、被告製品の販売等の差止め等を求める事案である。原審は、被告

製品の意匠は本件意匠に類似しているとはいえないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。これを不服として、控訴人は、本件控訴を提起したが、原審と同様に被告製品の意匠は本件意匠に類似しないとされ、控訴が棄却されたものである。

本判決は、最初に「類否判断の基準」として、「類否

弁理士法人

北 斗 特 許 事 務 所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所 長	弁理士	西 川 惠 清	弁理士	小 川 博 生
副 所 長	弁理士	坂 口 武 継	弁理士	渡 辺 尚 慎
副 所 長	弁理士	田 中 康 久	弁理士	中 尾 一 貴
	弁理士	水 尻 勝 久	弁理士	永 濱 一 貴
	弁理士	竹 尾 由 重	弁理士	伊 井 亨 亨
	弁理士	谷 水 慎	弁理士	畑 海 希

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 JRE梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail : post@hokutopat.com